

産地型商社(地域商社)設立に係る中核人材の募集について

美郷町では、令和元年に「美郷町地域ぐるみで取り組む6次産業化基本構想」(以下「基本構想」という※別紙1参照)を策定し、基本構想を推進するための中間支援組織である「産地型商社」の設立準備を進めています。「産地型商社」では、地域資源の活用、特産品・加工品の販促、直売所の運営、関係人口の創出及びふるさと納税等にかかる事業の展開を予定していますが、その中核となる人材を募集します。

1. 募集内容

職種	募集人員	業務内容
一般社団法人美郷町観光協会事務局職員	1人	「産地型商社」の設立準備から設立後の運営にかかる中核的な人材として主に下記の業務にあたっていただきます。 ①採用初年度(令和2年度) (1)「産地型商社」の設立準備に関する業務 (2)基本構想に係るテストマーケティング(別紙2参照)への従事 (3)その他 初年度においては、OJT(オンザジョブトレーニング)により経営、営業及びマーケティング等「産地型商社」運営に関することについて学んでいただきます。※採用人材の職務経験によってカリキュラムを検討します。 ②採用次年度以降(令和3年度以降) (1)「産地型商社」の設立準備に関する業務 (2)基本構想に係るテストマーケティングへの従事 (3)特産品・加工品の販路開拓業務 (4)町内加工グループ・食品加工事業者の新商品開発・商品リニューアル支援業務

※「産地型商社」の母体として想定している一般社団法人美郷町観光協会の所属となります。

2. 採用予定日

令和2年5月1日(応相談)

採用より半年間を試用期間とし、試用期間中の勤務成績により、その後の正式採用を決定いたします。

3. 応募資格

①普通免許を有する者となります。

②年齢が満22歳から満50歳迄の者とし、学歴は問いません。

③民間企業において営業等の経験がある者を優遇します。

④採用後に美郷町内に居住できる者を優遇します。

⑤ただし、次のいずれかに該当する人は応募できません。

- (1) 成年被後見人又は被保佐人(民法の一部を改正する法律(平成11年法律第149号)附則3条第3項の規定により従前の例によることとされる準禁治産者を含む)
- (2) 禁固以上の刑に処せられ、その執行が終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
- (3) 前職があるもので懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人
- (4) 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員及びその関係者

4. 応募手続

- ①提出書類 (1) 採用選考申込書(様式1)
(2) 履歴書・職務経歴書 ※形式不問

②提出先 〒883-1101 宮崎県東臼杵郡美郷町西郷田代1番地
美郷町役場 政策推進室 政策推進担当

③注意事項 提出書類は封筒に入れて、表に「応募書類在中」と朱書きしてください。

5. 選考方法

①方法 書類審査及び面接

②日程 令和2年3月下旬～4月上旬 ※申込があった方に別途ご案内いたします。

6. 給与、勤務時間、休暇等

給与	最高年間312万円(賞与を含んだ金額) このほか、通勤・扶養などの手当が要件に応じて支給されます。 初任給は、職務経験等を考慮して決定します。
勤務時間	1週間当たり 38.75 時間(1日 7.75 時間) 原則週5日 8:30～17:15 時間外勤務や休日勤務を行う場合があります。
有給休暇	年次休暇及び夏季、結婚、出産、忌引等に与えられる特別休暇があります。
各種保険	労働保険・社会保険完備

7. 勤務地

宮崎県東臼杵郡美郷町西郷田代1番地 美郷町役場内

※ただし、OJTによる短・中期(1日～1週間程度)の出張があります。

8. その他

①提出いただいた応募書類は返却いたしません。

②応募資格がないことや、応募書類の記載事項に虚偽または不正があることが判明した場合は、採用を取り消すことがあります。

③応募書類等により取得した個人情報は、採用選考のみに用い、それ以外の目的には使用しません。ただし、採用者の個人情報は、人事管理上の基礎資料として利用します。

9. お問い合わせ及び書類提出先

〒883-1101

宮崎県東臼杵郡美郷町西郷田代1番地

美郷町役場 政策推進室

電話:0982-62-6203

FAX:0982-66-3113

e-mail:seisaku@town.miyazaki-misato.lg.jp

※一般社団法人美郷町観光協会からの委任により美郷町役場政策推進室が採用の諸手続きを行います。